

アウトソーシング計画

1 行財政改革の取り組みとアウトソーシング計画の位置付け

本市においては、現在の厳しい財政状況、さらには、将来の財源確保の見通しが不透明な中、本市が取り組むべき政策課題が山積している状況を踏まえ、スリムで合理的な行政体制の整備及び財政の健全化の実現を目指すとともに、その過程で生み出した行政資源（財源・人員）を本市が今後重点的に取り組むべき政策課題に戦略的に投入していくため、「行財政改革推進計画」、「まちづくり戦略計画」の策定に取り組んでいるところです。

熊本市アウトソーシング計画（以下「アウトソーシング計画」という。）は、行財政改革推進計画を具体化する個別計画の一つとして位置付け、「中期定員管理計画」との整合を図りながら、行財政改革の着実な成果をあげていくために策定するものです。

計画期間は、行財政改革推進計画と同様、平成16年度～平成20年度の5年間としますが、すでに従来から取り組んでいるものや、現在、具体的な検討作業に入っているものも含めるとともに、計画期間以降についても、可能な限り中長期的な方向性を明らかにしてまいります。

アウトソーシングとは？

事務事業（業務）の外部化のことであり、狭義には行政サービスの一部を外部へ委託することが主となりますが、ここでは、サービスの提供を民間市場に委ねることを前提にした業務の廃止・縮減や将来の民間委託等を視野に入れた定員配置の見直し（再任用職員・嘱託職員・臨時職員の活用）についても、広義のアウトソーシングとして今回の計画に掲出しています。

アウトソーシングの目的は、民間企業が経済主体として投資効率・資産効率を徹底的に追求することによって得られる「低コスト化」とともに、顧客満足度を向上させるために、蓄積されている専門性・ノウハウを行政サービスの提供にも活用する「高サービス化」が挙げられます。

2 アウトソーシングの推進に向けて

地方分権時代の行財政運営

地方分権時代の行財政運営においては、自己決定・自己責任の原則の下、行政評価制度の活用などにより、政策立案（Plan） - 事業執行（Do） - 検証・評価（Check） - 見直し（Action）を行うPDCAサイクルを再構築し、市民生活にとっていかに成果が得られたのか、いかに安いコストでその成果を達成できたかなどについて徹底した検証を行い、限られた行政資源（財源・人員）を最大限に活用していく行財政運営が求められています。

特に、事業執行（Do）の段階は極力アウトソーシングし、職員の仕事の重点は、政策立案（Plan）や成果の検証、見直し（Check、Action）に移行させる必要があります。

アウトソーシングの効果

さらに、市民ニーズの拡大や多様化に対応した行政サービスの提供にあたっては、行政自らが業務を行うよりも、むしろ業務内容や特定の分野では、民間等が持つ専門的な技術やノウハウを活用したり、より地域に密着したボランティア、NPOなどの市民活動に任せたりすることにより、効率的で質の高い行政サービスの提供を行うことが期待されます。

また、このようなアウトソーシングの推進は行財政運営の効率化や簡素化にもつながるものであり、さらには、大幅なコストダウンが期待されます。

国及び民間市場の動向

国においては、「効率的で小さな政府」の実現、さらには、民間主導による持続的経済成長の実現を目指し、「官から民へ」、「国から地方へ」の基本的な考え方の下、規制改革や地方財政制度の改革をはじめとする構造改革が進められております。

また、民間において様々なサービス産業が発展し、サービスの量・質の面で充実が図られてきたことから、これまで行政が直接担ってきた行政サービスの提供についても、民間に委ねることが可能な環境が整ってきました。

アウトソーシングの推進

このような中、本市においても、現下の厳しい財政状況などを踏まえ、「民間でできることは民間で」という基本的考え方のもと、全ての事務事業についてゼロベースで見直し、官と民との役割分担を明確化して、効率的で実効性の高いアウトソーシングを推進します。また、これによって、民間への市場開放による地域経済の活性化に繋がるものと考えております。

3 アウトソーシングの推進にあたって

アウトソーシングの導入拡大にあたっては、「民間でできることは民間で」を基本として、次の観点から検討を行い、効果的・効率的な推進を図ります。

1. 公平・公正・中立性を担保し、安定的なサービス提供体制を実現するなど、行政責任が確保できること
2. 市民ニーズに対応した良質なサービスが提供され、あわせてコスト削減と人員の効率化が図られること
3. 民間事業者相互間における競争原理が確保され、適正な市場調達が実現できること


なお、地方自治法の改正により、公の施設について指定管理者制度が導入され、民間企業の参入が可能になったことから、既存の施設も含めて積極的な民間活力の活用を図ります。

4 実施計画

民間委託・民営化に取り組むもの

1	市立保育所関係業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討			順次実施	
所管課	保育課					
概要	平成19年度より、各年度1園を目途とした民営化・統廃合を順次実施。 平成21年度以降についても、順次実施を目指す。					
2	ごみ収集業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討		順次実施		
所管課	事業管理課					
概要	平成17年度に直営車両の10%程度の民間委託を導入するとともに、計画期間内に、同20%程度を目途に拡大。 平成21年度以降についても、順次実施を目指す。					
3	環境工場関係業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討		順次実施		
所管課	事業管理課					
概要	平成17年度から業務見直しによる職員体制の見直しと併せて、一部業務についての民間委託を順次実施。 平成21年度以降についても、順次実施を目指す。					
4	扇田環境センター関係業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討		実施		
所管課	事業管理課					
概要	平成18年度に一部を民間委託。					
5	学校給食調理・配送業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討		モデル的实施		順次実施
所管課	健康教育課					
概要	共同調理場において、平成17～18年度に2場を目途とした民間委託をモデル的に実施。 平成19年度以降、モデル的实施の検証を踏まえた共同調理場の民間委託を順次実施。					

民間活力の活用を前提に、業務の廃止・縮減・見直しに取り組むもの

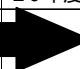
6	公用車運転業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
所管課	調達課	順次実施 				
概要	平成16～20年度において、運転士付公用車のうち15台について、配置の見直しを順次実施。平成21年度以降についても、運転士付公用車のうち16台について、配置の見直しの順次実施を目指す。					

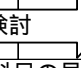

【見直しの方針】

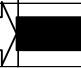
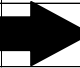
公用車運転士（現在52名）について、下記配置基準に該当しない場合は配置を見直す。

- 来賓・来客の送迎及び職員の出張対應用務（8）
- 幹部職員等の公的対應用務（6）
- 災害時等緊急対應用務（5）
- その他業務の性格上運転士の配置が必要な用務（2）

（～の計21名については配置継続）

7	バス運行事業	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
所管課	交通局・総務課	順次実施 				
概要	国・県・市・バス事業者で構成する検討会議での協議を踏まえ、平成16年度より、競合路線の路線調整、バス網の再編、バス運行体制の見直しを順次実施。					

8	市民病院関係業務（診療科目）	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
所管課	市民病院・総務課	検討 		順次実施 		
概要	民間医療機関との役割分担を踏まえ、平成18年度より診療科目の見直しを順次実施。					

9	市立幼稚園保育業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
所管課	教委・総務課	検討 		継続的実施 		
概要	平成17年度より、効率的経営を目指した学級編成の見直しを実施。併せて、施設の建替え時期を踏まえた園の廃止や幼保一元化の検討も実施。					

職員配置の見直しと併せて、アウトソーシングに向けた検討を進めるもの

10	本庁舎守衛業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	順次実施			
所管課	管財課					
概要	平成17年度より、職員配置の見直しを順次実施。					

11	会館舞台管理業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	順次実施			
所管課	各施設所管課					
概要	平成17年度より、業務の一元化と職員配置の見直しを順次実施。					

12	熊本市斎場管理業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		順次実施				
所管課	健康福祉政策課					
概要	引き続き、職員配置の見直しを順次実施。					

13	消毒・害虫駆除業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	順次実施			
所管課	生活衛生課					
概要	平成17年度より、職員配置の見直しを順次実施。					

14	し尿処理業務（秋津浄化センター）	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		順次実施				
所管課	浄化対策課					
概要	引き続き、職員配置の見直しを順次実施。					

15	土木センター関係業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	継続的实施			
所管課	東西土木センター					
概要	平成17年度より、職員配置の見直しを実施。					

公の施設の管理運営については、指定管理者制度を踏まえ、全 1,216 施設について平成 16 年度中に外部化についての検討を行い、平成 18 年度までの実施に備えることとします。

現在、直営で管理運営を行っている施設について、アウトソーシングを進めるもの

16	流通情報会館管理業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	実施			
所管課	商工課	平成17年度に指定管理者制度に基づき、民間法人等による管理の実施。				
概要						

17	くまもと工芸会館管理業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	実施			
所管課	観光物産課	平成17年度に指定管理者制度に基づき、民間法人等による管理の実施。				
概要						

18	水前寺野球場・競技場管理業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	実施			
所管課	社会体育課	平成18年度に指定管理者制度に基づき、民間法人等による管理の実施。				
概要						

現在、市の外郭団体に管理運営を委託している施設のうち、それ以外の管理主体を含めた外部化の検討を進めるもの

19	老人福祉センター管理業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	継続的实施			
所管課	高齢保健福祉課	平成16年度に、業務のあり方についての見直しを実施。				
概要						

20	食品交流会館管理業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	継続的实施			
所管課	経済企画課	平成16年度に、業務のあり方についての見直しを実施。				
概要						

21	市営住宅管理業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	継続的实施			
所管課	住宅管理課	平成16年度に、業務のあり方についての見直しを実施。				
概要						

現在、経営健全化に向けた個別計画の策定に取り組んでおり、その計画に沿ってアウトソーシングを進めるもの

22	動植物園管理業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	順次実施			
所管課	動植物園					
概要	平成16年度中に管理運営計画を策定し、それに基づいて、平成17年度からアウトソーシングの取組について順次実施。					

23	熊本城管理業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		順次実施				
所管課	熊本城・施設管理課					
概要	平成16年度中に管理運営計画を策定し、それに基づいて、平成17年度からアウトソーシングの取組について順次実施。 ただし、守衛業務については、平成16年度から一部民間委託を実施。					

24	下水道関係業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	順次実施			
所管課	下水道管理課					
概要	平成16年度中に中・長期経営計画を策定し、それに基づいて、平成17年度からアウトソーシングの取組について順次実施。					

25	市民病院関係業務（経営全般）	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	順次実施			
所管課	市民病院・総務課					
概要	平成17年度までに経営改善計画を策定し、それに基づいて、平成18年度からアウトソーシングの取組について順次実施。					

その他、効率的な業務推進に向けた見直しに取り組むもの

26	庁内送送・浄書業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	順次実施			
所管課	総務課	平成17年度より、職員配置の見直しを順次実施。				
概要						

27	電話交換業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	順次実施			
所管課	管財課	平成17年度より、職員配置の見直しを順次実施。				
概要						

28	二輪車管理業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	順次実施			
所管課	調達課	平成17年度より、職員配置の見直しを順次実施。				
概要						

29	市役所駐車場管理業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		検討	順次実施			
所管課	生活安全課	平成17～19年度に、職員配置の見直しを順次実施。				
概要						

30	その他の業務	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		順次実施				
所管課	各業務所管課	その他の業務についても、平成16年度より、職員配置の見直しを順次実施。				
概要						

